

6月27日（水）

平成 19 年 6 月 27 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

- 3 番 川 添 博 (無所属の会)
- 5 番 武 井 俊 輔 (愛みやざき)
- 6 番 西 村 賢 (同)
- 7 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 8 番 山 下 博 三 (同)
- 9 番 黒 木 正 一 (同)
- 10 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 坂 口 博 美 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 凶 師 博 規 (愛みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 横 田 照 夫 (同)
- 21 番 十 屋 幸 平 (同)
- 22 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 23 番 外 山 衛 (同)
- 24 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党)
- 31 番 蓬 原 正 三 (同)
- 32 番 濱 砂 守 (同)
- 33 番 水 間 篤 典 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 萩 原 耕 三 (同)
- 36 番 黒 木 覚 市 (同)
- 37 番 中 野 一 則 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 46 番 井 本 英 雄 (同)
- 47 番 星 原 透 (同)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)

- 49 番 米 良 政 美 (自由民主党)
- 50 番 坂 元 裕 一 (同)
- 51 番 外 山 三 博 (同)
- 52 番 福 田 作 弥 (同)
- 53 番 中 村 幸 一 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 知 事 副 知 事 総 合 政 策 本 部 長 総 務 部 長 地 域 生 活 部 長 福 祉 保 健 部 長 環 境 森 林 部 長 商 工 観 光 労 働 部 長 農 政 水 産 部 長 県 土 整 備 部 長 会 計 管 理 者 企 業 局 長 病 院 局 長 財 政 課 長 教 育 委 員 長 職 務 代 理 者 教 育 長 公 安 委 員 長 警 察 本 部 長 人 事 委 員 長 代 表 監 査 委 員 | <ul style="list-style-type: none"> 東国原 英 夫 河 野 俊 嗣 村 社 秀 継 渡 辺 義 人 丸 山 文 民 宮 本 尊 高 柳 憲 一 高 山 幹 男 後 藤 仁 俊 野 口 宏 一 甲 斐 景 早 文 日 高 幸 平 植 木 英 範 和 田 雅 晴 大 重 都 志 春 高 山 耕 吉 佐々木 文 雄 吉 田 尚 正 黒 木 奉 武 城 倉 恒 雄 |
|--|--|

事務局職員出席者

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 事 務 局 長 事 務 局 次 長 総 務 課 長 議 事 課 長 政 策 調 査 課 長 議 事 課 長 補 佐 議 事 担 当 主 幹 議 事 課 主 査 議 事 課 主 査 | <ul style="list-style-type: none"> 石野田 幸 藏 弓 削 孝 幸 馬 原 日 出 人 四 本 孝 富 永 博 章 孫 田 英 美 亀 澤 保 彦 山 中 康 二 隈 元 淳 二 |
|---|---|

◎ 常任委員長審査結果報告

○坂口博美議長 ただいまの出席議員45名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第1号から第18号まで並びに報告第1号及び第2号の各号議案、並びに請願第1号及び第2号を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、19番中野廣明委員長。

○中野廣明議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外7件であります。慎重に審査をいたしました結果、いずれも全会一致により、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成19年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

今回の補正は、本県の厳しい財政状況も踏まえながら、平成19年度に実施する政策的事業や新規事業を中心とした、いわゆる肉付け予算として編成されたものであり、補正額は984億9,000万円の増額となっております。この結果、補正後の一般会計の予算規模は5,648億900万円で、前年度の当初予算と比較して152億7,900万円、2.6%の減となっております。また、特別会計は5.9%の減、公営企業会計については、電気事業会計及び病院事業会計の新規事業について補正予算を編成した結果、3.4%の増

となっております。

補正後の平成19年度予算全体の特徴といたしましては、「新たな財政改革推進計画」の初年度であることを踏まえ、行財政改革に着実に取り組むとともに、県政を刷新し、新たな宮崎の創造に向けて県民みんなで取り組んでいく「宮崎を変える！みんなで変える！新みやざき創造予算」として編成されております。

歳入面を見てみますと、まず、自主財源では、税源移譲による個人県民税の増や法人事業税の増収により、県税収入が初めて1,000億円を突破したことなどから、対前年度当初比で7.6%の増となっております。また、依存財源では、地方交付税が対前年度当初比0.4%増となったものの、地方譲与税は、税源移譲分が措置されていた所得譲与税の廃止等により85.6%の減、国庫支出金は公共事業の減等により6.9%の減となっております。さらに、県債が、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債の減少や、通常分の県債の発行抑制により、前年度当初比で8.7%の減となるなど、依存財源全体では8.1%の減となっております。この結果、自主財源比率は前年度当初比で3.7ポイント上昇し、38.5%と過去最高となっております。

一方、歳出面を見てみますと、人件費の削減や投資的経費の縮減・重点化、事務事業の徹底した見直しなど「新たな財政改革推進計画」の着実な推進に取り組むこととしており、全体としては抑制が図られております。その結果、財源調整のための基金取り崩し額は約256億円程度に圧縮され、6月補正後の基金残高は約412億円となっております。また、県債残高は19年度末で9,022億円程度と、前年度末に比べ40億円の減となり、これまで累増していましたが、ようやく減少に転じたところであります。

当委員会といたしましても、本県の厳しい財政状況については十分理解するところでありますが、当局におかれては、「新たな財政改革推進計画」を取り込んだ新しい行財政改革大綱を今月末には策定することとされておりますので、景気回復の実感に乏しい地域の現状にも配慮しつつ、県民に対する行政サービスの確保に留意しながら、人口減少、少子高齢化、地方分権、道州制等の問題を見据えた新しい宮崎づくりに取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、総合政策本部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は3,700万円余の増額補正であり、補正後の予算額は15億7,600万円余となり、前年度当初予算額に対して3.1%の減となっております。

このうち、新みやざき創造戦略展開事業についてであります。

この事業は、新たな総合計画「新みやざき創造計画」の中核をなす3つの戦略（新みやざき創造戦略）に係る関連事業の企画、立案、調整等を行い、戦略の効果的な推進を図るものであります。このことについて委員より、「県内外の有識者で構成する「戦略評価委員会」の委員の選定に当たっては、客観性を確保するとともに、戦略の中身が教育、医療、福祉など非常に多岐にわたるため、各分野で専門的な評価が確実に行われるよう十分留意してほしい」との要望がありました。

次に、県民総ブレイク事業についてであります。

このことについて、当局より説明があり、関連して複数の委員より、「県民の意見・要望等を的確に把握するため、知事におかれては、積

極的に県内各地域の実情把握に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、総務部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は1億6,300万円余の増額補正であり、補正後の予算額は1,271億8,800万円余、前年度当初予算額に対して0.3%の減となっております。

次に、不適正な事務処理に関する自主申告の結果についてであります。

このことについて当局より、「県の全所属数の15.8%に相当する46の所属で「預け」と言われる不適正な事務処理が行われていたことが新たに判明した。預け金の使途は多岐にわたっているが、現物確認や取引事業者からの聞き取り等では、現在のところ、私的流用については確認されていない」との説明がありました。

当委員会といたしましては、物品調達や金銭の取り扱いに関する不適正な事務処理が発生したその背景・原因について明らかにするとともに、再発防止の徹底を図り、一日も早い県政の信頼回復に努めていただくよう要望いたします。

次に、指定管理者制度導入施設の状況についてであります。

当局より、「県が指定管理者に支出する指定管理料の平成18年度計は17億9,500万円余で、歳入面も含めた県の実質的な財政負担は、従来の管理委託制度に比べ、年間で約4億円低減された。平成18年度公の施設の管理運営については、特に大きな問題もなく、全体としておおむね適正に行われたものと考えている」との説明がありました。

次に、宮崎県職員倫理規程についてであります。

当委員会におきましては、知事より職員倫理規程制定の基本的考え方を伺うとともに、質疑を行ったところであります。まず、知事より、「官製談合事件に引き続く今回の不適正な事務処理の発覚により、県民の県政に対する信頼は大きく失墜した。職員の意識を改革していくことが再発防止の上でも最も重要なことと認識しており、そのために研修の充実等により、法令遵守意識を高めていくとともに、職員に対してその指針として、県職員の守るべきルールを示すことが重要であると考えている」との説明があり、委員より、「規程にとらわれ過ぎて、本来の仕事が円滑に遂行できなくなるのは本末転倒であり、しゃくし定規な運用はしないでほしい」との要望がありました。

次に、知事イラストの使用についてであります。

このことにつきましても、知事よりその基本的な考え方を伺い、質疑を行ったところであります。知事より、「イラストは私自身の一身専属の肖像権に関するものと考えている。イラストを使用した商品については、さまざまな場面をとらえて品質の管理や安全・安心の確保を呼びかけているところであるが、問題が発生した場合は、法的措置も含めてしかるべき対応をとってまいりたい」との説明がありました。

当委員会といたしましては、知事のイラストが悪意を持って使用された場合には、最終的に県の物産品の評判を落としたり、県のブランド力そのものが問われる事態が発生する可能性があるものと危惧するところであります。知事におかれては、そのことを十分認識された上で、今後とも、各分野の企業、団体にも品質の管理や安全・安心の確保等をさらに呼びかけていただきたく要望をいたします。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第6項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、生活福祉常任委員会、21番十屋幸平委員長。

○十屋幸平議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件及び新規請願1件の計6件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

なお、請願審査に当たり、請願内容が医療、介護、福祉など広範囲にわたることから、願意を十分把握するため、請願者である宮崎県地域医療・福祉推進協議会を代表して宮崎県医師会の濱砂重仁常任理事及び稲倉正孝常任理事を参考人として招致いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」についてであります。

今回の補正予算は、地域生活部所管で43億7,200万円余の増額補正であり、補正後の一般会計予算額は158億2,100万円余となり、前年度当初予算額に対して3.1%の増額となっております。

このうち、県立芸術劇場大規模改修事業費についてであります。

このことについて、委員より、「改修の必要

性は理解できるが、改修については、県から指定管理者への委託により実施されることから、適正な方法、価格で契約がなされるか疑問である」との質疑があり、当局より、「改修工事は、休館日の設定を初め、芸術劇場の運営に影響することから、指定管理者への委託としている。改修に際しては、庁内に委員会を設置し、価格の妥当性など総合的に検討していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、入札制度改革を進めている中で、県民に疑義を持たれることがないように透明性を確保し、十分な精査が行われる体制づくりがなされるよう、強く要望いたします。

次に、福祉保健部所管の補正予算は、一般会計45億7,100万円余の増額補正であり、補正後の一般会計と特別会計を合わせた福祉保健部全体の予算は754億100万円余となり、前年度当初予算に対して1.4%の増額となっております。

このうち、災害時安心基金（仮称）設置事業についてであります。

このことについて、委員より、「県境で災害が発生した場合は、適用はどのようになるのか」との質疑があり、当局より、「県内の市町村で1カ所でも被災者生活再建支援法の適用があれば、同法の適用がない被災市町村も対象となる。しかし、県内で同法の適用がなければ、隣県で適用があった災害であっても対象とならない」との答弁がありました。また、他の委員より、「支援法の適用が県内、県外の違いだけで対象になる場合とならない場合があり、不公平感がある。また、中山間地域では都市部に比べ対象とならない可能性が高い。対象範囲の見直しはできないか」との質疑があり、当局より、「3年をめどに検討を考えていたが、意見

を踏まえ、早期に基金の運用状況や財政状況を勘案し、市町村と協議しながら前向きに検討したい」との答弁がありました。

しかし、当委員会といたしましては、本事業が全国に先駆けた制度となるよう、地域による不公平感が出ないように対象範囲を見直すことを、強く要望いたします。

次に、みやざき障がい者安心プラン（宮崎県障害者計画）についてであります。

これは、入所施設の入所者及び退院可能な精神障がい者の地域生活への移行の促進や障がい者の一般就労支援など、本県における障がい者施策の推進を図るため、障害者基本法に基づき策定されたものであります。このことについて、委員より、「入所者が仕事についても離職する場合も出てくる。再度施設で受け入れられる体制は整っているのか」との質疑があり、当局より、「障がい者の地域生活への移行や一般就労支援について、地域と連携し、さまざまな状況に応じた必要な体制整備や支援を行うこととしており、場合によっては、再度施設へ戻ることも可能である」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、障がい者が地域生活への移行後も、必要な場合は施設から排除されることとならないよう、一人一人のニーズに合ったきめ細やかな対応がなされるよう、強く要望いたします。

次に、医療資源の集約化・重点化についてであります。

このことについて、委員より、「3次医療を担う宮崎病院にはヘリポートが設置されていないことから、防災ヘリによる搬送は河川敷を活用することになり、水害の際には使用できないことが予想される。今回の医療資源の集約化・重点化の検討に当たり、具体的な搬送まで考慮

されているのか」との質疑があり、当局より、「ヘリによる搬送は検討の中に入っていないが、新規事業の救急搬送体制充実事業により、防災ヘリ「あおぞら」を活用した搬送体制やヘリポートの設置の可能性など調査する予定にしている」との答弁がありました。また、委員より、「医師の偏在をすぐに解消することは難しいと考えられることから、防災ヘリの活用など、中山間地域においてもしっかりした医療が受けられるよう、体制づくりをお願いしたい」との要望がありました。

次に、株式会社「コムスン」への対応についてであります。

このことについて、当局より、「利用者や家族の不安を払拭するため、市町村に対し適切な対応をするよう通知するとともに、担当者会議を開催し、コムスンの各事業所に対する指導の徹底をお願いした。また、九州支社の副社長と本県の責任者に対し、誠実な対応や今後の事業移行計画の提出について指導を行った」との説明があり、委員より、「利用者へのサービスの継続や従業員の雇用の確保についてトラブルが起きることのないように、県においても十分な対応をお願いしたい」との要望がありました。

次に、「医療・福祉サービスに関する意見書」についてであります。

これは、今回、当委員会に付託を受けた請願第1号に基づくものであります。我が国が長寿国となった背景には、すべての国民が公的医療保険に加入し、国際的に見れば決して高くない医療費水準で、公平・平等な医療制度が確立されていたことが挙げられます。一方、国においては医療保険制度改革を進めており、患者の一部負担金の増加や長期療養病床の削減など、国

民にとっては厳しいものとなっていることから、医療提供体制の再構築と国民皆保険制度の堅持など、国民が安心して生活できる医療・福祉体制が整備されるよう要望するものであります。

以上、意見書の提出につきましては、全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいをいただくようお願いいたします。

最後に、「地域生活行政及び福祉保健行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第6項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、商工建設常任委員会、20番横田照夫委員長。

○横田照夫議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件及び新規請願1件の計7件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「宮崎県一般会計補正予算」及び議案第2号「宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算」についてであります。

このうち、商工観光労働部所管の予算については、一般会計136億6,300万円余の増額補正であります。これにより、商工観光労働部所管の当年度予算規模は、一般会計と特別会計を合わせて426億3,900万円余となり、前年度当初予算

に対し5%の減額となっております。

その主な内容としては、限度額の引き上げなど、新たに制度の見直しを行った「企業立地促進補助金」や、県民の発意による観光振興の取り組みを支援することで、地域資源を生かした県民主体の元気な観光地づくりを推進する「県民総力による観光振興応援事業」等でありませ

この補正予算に関連して、知事ブランドについて委員より、「現在、知事のイラストをつけた県産品の売れ行きが好調だが、知事のイラストをつけた商品に粗悪品が流通すると、県産品全体のイメージダウンにつながるおそれがある。県としての対策を検討してほしい」との要望がありました。また、別の複数の委員より、「知事のイラストをつけた商品について、認証制度の確立や品質の確認・保持の体制づくり等、県において総合的に整理をしてほしい」との要望がありました。

次に、県土整備部所管の予算については、一般会計が434億6,900万円余、特別会計が20億7,600万円余の増額補正であり、合計455億4,600万円余の増額補正であります。これにより、県土整備部所管の当年度予算規模は、一般会計と特別会計を合わせて903億6,700万円余となり、前年度当初予算に対し9.9%の減額となっております。

その主な内容としては、入札・契約制度改革に伴い、公共工事の品質低下が懸念されることから、施工体制監視チームを立ち上げ、適正な品質の確保を図る「公共工事現場点検強化事業」や、県と市町村が連携して、従来の洪水を川からはんらんさせない対策に加え、はんらんした場合でも被害を最小化させる対策の展開を目的とする「浸水被害「減災対策」実施地域抽

出調査・検討事業」等であります。

この補正予算に関連して、入札・契約制度改革について委員より、「入札・契約制度改革の重要性は認識しているが、今回の制度改革による影響も受け、県内建設業者の倒産件数は増加傾向にあり、その経営は非常に厳しい状況にある。雇用の確保や県内業者育成の観点からも、県内建設業者に対するセーフティネットの構築など、救済対策を検討してほしい」との要望がありました。また、別の委員より、「現在、最低制限価格近辺での入札、落札が多数存在する過当競争の状況にある。適正な入札が行われるためにも、予定価格公表のあり方を検討してほしい」との要望がありました。

当委員会といたしましても、県内建設業者倒産件数の増加傾向について、強い憂慮を持っております。今後、入札・契約制度改革の推進に当たっては、公共工事の品質確保や適正な入札の執行等を担保しつつ、県内建設業者に対する倒産対策や、過当競争への対策等を積極的に検討することを強く要望するとともに、建設関連業界から新分野に進出を希望する業者に対する支援体制の充実など、関係各部横断的な県内建設業者に対する支援体制づくりについても、強く要望いたします。

次に、プレジャーボートの係留に対する県の対応状況について、委員より質疑があり、当局より、「関係課でプレジャーボートの対策連絡会議を開き、今年3月、プレジャーボート対策の基本方針を策定した。今後はこれに基づき取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、議案第18号「県道の路線認定について」であります。

これは、現在整備中の東九州自動車道清武一日南間に設置される清武南インターチェンジと

国道269号を結ぶ路線について、県道として路線認定をするため、議会の議決を求めるものであります。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第6項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○坂口博美議長 次は、環境農林水産常任委員会、22番押川修一郎委員長。

○押川修一郎議員 [登壇] (拍手) 御報告をいたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

今回の補正は、環境森林部所管で113億2,217万3,000円の増額補正であり、補正後の一般会計予算額は239億416万1,000円となり、前年度当初予算額に対して13%の減となっております。

この中で、浄化槽整備事業についてであります。

このことについて、委員より、市町村設置型の導入が進んでいないことについて質疑があり、当局から、「市町村設置型の個人負担は個人設置型に比べ6分の1と少ないが、市町村の事務量等の増加に加え、新たな借金をしたくないという市町村の事情がある」との答弁があり

ました。これに対し委員より、「浄化槽設置による生活排水処理率を高めることが重要であり、水をきれいにするためにどのように事業を進めていくかという視点から取り組むべきである」との要望がありました。

次に、農政水産部所管の補正予算についてであります。今回の補正は、194億3,942万3,000円の増額補正であり、補正後の一般会計予算額は467億5,824万6,000円となり、前年度当初予算額に対して3.4%の減となっております。

この中で、「みやざきブランド」安全・安心総合推進体制整備事業についてであります。

このことについて委員より、「全国トップの残留農薬等の検査を行う安全・安心総合推進センターの整備については高く評価している。宮崎県農畜産物全体の安全性の確保に向けて、さらなる検査体制の充実強化に取り組んでもらいたい」との要望がありました。また、このみやざきブランドにつきましては、宮崎ならではの安全で品質の確かな特徴ある商品づくりを推進するために、鮮度、糖度、安全性などの面で一定基準以上を備えた農産物を商品ブランドとして認証しております。このことについて委員より、「宮崎地鶏という名をつけた商品が首都圏に多く出回っている現状を踏まえ、宮崎地鶏の位置づけ等、みやざきブランドの品質を守っていく姿勢も必要ではないか。みやざきブランドに対する正しい理解を得られるよう努力すべきである」との要望がありました。

次に、一般競争入札制度についてであります。

公共三部のうち、環境森林部と農政水産部を所管します当委員会においては、公共事業に関する入札・契約制度に対する県の姿勢を問う意見や要望が多く出されました。ここでは特に、

2つの具体的な問題点を挙げさせていただきます。

まず、工事代金の前払い金についてであります。

工事代金の前払い金は、通常、工事着工時の資材調達費等に充てられることを目的に、請負金額の4割以内で、発注者側である県から受注者である業者に口座払いによる支払いがされておりますが、委員より、「前払い金が受注業者から資材業者等に適正に支払われていないケースがある」との意見が出されました。このことについて当局から、「前払い金は、資材調達などの関係書類がないと受注業者は口座から引き出しができない制度となっているため、県では確認を行っていない」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、工事代金は県民の貴重な税金であり、代金の適正な支払いについて、発注者としても一歩踏み込んだ指導監督が必要と考えることから、当局の検討を要望するものであります。

次に、工事契約についてであります。

環境森林部及び農政水産部の平成18年度繰越明許費について委員より、「繰り越し理由の中には、発注者である県側の責任と考えられる理由があるのではないか。また、その場合、現場の安全管理費や現場代理人の人件費、重機のリース代など、工期の延長に伴い発生した費用については、発注者が負担すべきではないか」との意見が出されました。加えて委員から、「これからは、最低制限価格付近での契約がふえることに伴い、発注者責任が厳しく問われることになるので、工事契約における発注者、受注者双方の責任範囲を明確にして、発注者責任の場合には、契約金額の変更等適切に対応していくべきである」との意見が出されました。これに

対して当局からは、「今後の工事契約のあり方について、公共三部で検討する」との答弁がありました。建設業に従事しておられる方々からすると、会社の経営はもとより、従業員やその御家族の方々の生活まで左右する重大な問題であります。当委員会といたしましては、公共工事の適正な執行について、強く要望いたします。

次に、農政水産部では、今後新たに力を入れて売り出したいという園芸品目がありますので、御紹介いたします。

1つは、生産額日本一のスイートピーに次ぐ宮崎の花として、ランンキュラスの産地づくりに力を入れておられます。ランンキュラスは、日本で最大の花卉取扱量を誇る東京都の大田市場で最も人気が高い花に選ばれており、今後、結婚式のブーケ等切り花用としての需要が見込まれるとのことであります。2つ目は、夏秋イチゴであります。宮崎では冬から春というイメージのイチゴですが、夏場のケーキ用に需要が期待されています。いずれも、標高の高い地域での栽培に向いているということです。椎葉村、五ヶ瀬町など標高の高い地域での栽培が可能で、中山間地域の産業振興にも寄与するのではないかと、大いに期待いたしております。

最後に、「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第6項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、文教警察企業常任委員会、15番太田清海委員長。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 御報告いた

します。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。なお、このうち、議案第3号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

今回の補正は、教育委員会所管で8億7,900万円余の増額補正であり、補正後の一般会計予算額は1,160億8,600万円余となり、前年度当初予算額に対して0.2%の増となっております。

このうち、小学校における英語活動推進事業についてであります。

このことについて、委員より、「国際化の進む中で、小学校においても本格的に英語教育が導入されようとしているが、指導に当たる現場の教員の育成はどうするのか」との質疑があり、当局より、「英語の免許取得者が非常に少ないことなどから、まず英語活動の指導者を養成し、県内を10のブロックに分けて研修を行う予定である。この事業により、児童が英語に親しむことのできる環境を整備したいと考えている」との答弁がありました。これに対して委員より、「時流に合致した事業である。児童が英語になれ親しみ、将来、実用的な英語を身につける初期段階の施策として展開してほしい」との要望がありました。

次に、地域の特性を生かした多様な一貫教育研究事業についてであります。

このことについて、委員より、「五ヶ瀬中等

教育学校を初め、さまざまな形態の一貫校が存在するが、過疎地の小中学校の統廃合と同一視される可能性もある中で、ともすると一貫校であればそれによしとするようなイメージもある。この研究事業の考え方についてもっと詳しく説明してほしい」との質疑があり、当局より、「この事業は、あくまでも教育課程を一貫することに重点を置いており、現状の教育資源を生かしながら、進学時のギャップ、規範意識や学力の低下等の課題を解消するため、一貫教育に関して実践的研究を行うものである」との答弁がありました。これに対して、委員より、「教育における地域または学校間の格差を解消できるほどに事業効果を高めることができるのか」との質疑があり、当局より、「教育課程や指導方法についてのノウハウを一つの手引として取りまとめ、一貫教育のメリットを県下全域で享受できるよう積極的に取り組んでいきたい」との答弁がありました。また、他の委員より、「少子化の時代を迎え、地域並びに学校の活力が低下することも予想されることから、県教育委員会が先導的立場に立って、市町村教育委員会に対して積極的に一貫教育を奨励してほしい」との要望がありました。

次に、発達障がいに対応した指導力向上事業についてであります。

発達障がいは、小中学校等の通常学級に在籍している児童生徒に関することが大半であることから、学校教育において喫緊の課題となっているが、このことについて広く教職員や保護者への理解啓発を図るとともに、研修会等により教職員の高い専門性を確保することを目的とするこの事業について、委員より、「発達障がいに適切に対応するには、医学的知識も不可欠であり、多くの教職員に対して専門的な研修を行

うことが重要である。この事業にどう取り組むのか」との質疑があり、当局より、「すべての教員に対して基本的な研修を実施するとともに、特別支援教育に関する高度な専門知識を確保するため、各学校の特別支援教育コーディネーターに対して、指導や相談の方法等の技能をステップアップするための中級、上級レベルの研修を実施することとしている」との答弁がありました。

次に、公安委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正は5億7,000万円余の増額補正であり、補正後の一般会計予算額は298億7,100万円余となり、前年度当初予算額に対して1.2%の増となっております。

このうち、地域の安全を守る街頭活動強化事業についてであります。

このことについて、委員より、「現在の社会情勢から考えて、問題等の発生した学校に対して派遣するスクールサポーターが1名で大丈夫か」との質疑があり、当局より、「この制度により、警察、教育委員会、学校がこれまで以上に密に連携をとることが可能となり、青少年の非行防止、健全育成、被害防止に十分な効果が期待できることから、その成果を見ながら今後検討していきたい」との答弁がありました。

次に、議案第3号「平成19年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算」についてであります。

今回の補正は、新規事業として一般会計の災害時安心基金（仮称）や、環境対策事業の財源に対して低利の貸し付けを行う企業局「新みやぎ創造計画」支援事業及び企業局新エネルギー導入・啓発事業に要する経費を計上したことに伴うもので、その主なものは、資本的支出に

ついて3億7,700万円を増額補正するものであります。

なお、本議案に対して委員から、企業局新エネルギー導入・啓発事業に要する経費7,700万円を減額する修正案が提出されましたが、賛成少数により否決されました。当委員会といたしましては、企業局新エネルギー導入・啓発事業に関して、地球環境に優しい新エネルギーの率先導入と県民への普及啓発という大きな目的は理解できるものの、経済的には採算に厳しい面があることから、事業実施に当たっては一般競争入札を採用して経費の縮減に努力すること、また、当該事業を含めた新エネルギーに関する施策について最大限の効果が得られるよう、企業局と県担当部局とが相互に連携をとりながら、県民に対して広くPRすることを強く要望いたします。

次に、財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況についてであります。

当局から説明のあったこのことについて複数の委員より、「基本財産を取り崩さないよう、その運用に努力されている。今後も組織が永続的に運営できるよう、活動の趣旨を県内企業等へ強力にPRし、賛助会員等をふやす努力をしていただきたい」との要望がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第6項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○坂口博美議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、6番西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 愛みやざきを代表し、議案第3号「平成19年度宮崎県公営企業会計補正予算」に対し、反対の立場から討論を行います。

予算案に反対と申し上げましても、「新みやざき創造計画」支援事業など県民福祉向上のために必要な施策に対しましては賛成であり、宮崎県の森林環境対策に明るい展望を見出せるものと期待しています。まずもって私個人としても、環境問題への取り組みは政治を志した原点でもあります。愛みやざき会派内でも、新エネルギー導入や環境問題に対しまして積極的に勉強会を行っており、環境対策推進に賛成の立場であります。また、平成16年3月に策定されました「宮崎県新エネルギービジョン」の推進を会派挙げて望んでおります。

さて、この議案は、御承知のとおり、企業局新エネルギー導入・啓発事業として、企業局の屋上等に50キロワットの発電装置を設置するために7,000万円の予算を計上するものであります。予算額の半分はNEDO(新エネルギー産業技術総合開発機構)からの補助金、いわゆる国からの補助金であります。

委員会においては、企業局により今回導入される太陽光発電装置7,000万円の予算に対し、年間100万円程度の電力を発電し、その装置の耐久年数は20年であるという説明をいただきました。この事業費の半分は国からの補助金という

ことでありますが、20年間で2,000万円分の節電効果に7,000万円の予算を使うこととなります。また、故障や改修となったら別途費用がかかります。この5,000万円分の差額を県民への太陽光発電普及、啓発、それをPR効果に盛り込み、CO₂削減のメリットとして換算するという説明もいただきましたが、とてもこの5,000万円の差額には納得し得ないものです。もちろん、県が率先して新エネルギー対策や普及啓発を行わなければならないことは百も承知ですが、利益が出なくても、PR効果、CO₂対策などを費用対効果の考慮に入れることも必要であると考えております。

しかし、県は、平成16年より佐土原の農業試験場に大型太陽光発電装置を既に設置し、現在も稼働中です。現在、県下最大の太陽光発電装置であり、九州内でも有数の施設であります。平成17年度特別委員会報告書によりますと、この佐土原の発電装置は、今回企業局に設置する50キロワットよりも6倍以上の329キロワットの発電容量を誇ります。この施設に県は3億8,662万円を投じ、年間約490万円分の電力を発電しているとのこと、この発電機の耐久年数も同じく20年であり、その間に約9,800万円分の節電効果があるとありました。この場合も、20年間に9,800万円の節電効果があるわけですが、3億8,600万円も使い、その差2億8,800万円、もちろん、こちらも故障や改修などをした場合には別途費用がかかることだと思います。しかし、この3億円弱の差額も、県が率先して太陽光発電装置を導入した経緯から、恐らく当時、太陽光発電のPR、CO₂対策、そして県民への普及啓発活動を費用対効果として既に盛り込み、導入が許されたのではないかと思います。当時の県の導入目的にも、県民のクリーンエネ

ルギー導入に向けた意識啓発に資するとありました。

今回の企業局の事業にしても、県民普及向けの啓発事業であるとの説明がありましたが、県が行ってこれだけ赤字が出るものを、民間が取り組むわけがない、いや、取り組めるわけがないと思っております。何のためのPRであるか。だれに向けてのPRであるか。特に家庭用の太陽光発電装置は、既に民間企業の営業努力により県下でも普及し始めており、コストダウンも進んでいる状況にあります。今さら県が予算に含み、太陽光発電をPRする必要性があるのか。また、いつまでが新しいエネルギーだとされるのか、疑問に思います。

啓発事業としてのPR効果を図るならば、県下最大であり、九州最大級である佐土原の農業試験場の有効活用をすべきではないでしょうか。こちらで伺ったところ、県の農業試験場を訪れた視察及び見学者数は平成18年度で7,129名。しかし、これは全体の来場者であって、太陽光発電装置を含め、個々の施設の見学者数ではないということでした。これでは、太陽光発電を県の施設に導入し、県民に有効にPRしたとは言えないのではないのでしょうか。この施設の有効性の検証、そして経過を見守ってからもいいと思います。新規の事業を行うには時期尚早であると考えます。もちろんCO₂削減は必要です。ただ、CO₂削減に特化するならば、ほかにも有効に予算は使われるべきであり、屋上緑化や積極的な間伐事業を進めたほうが、森林はより活性化され、よりCO₂対策になるのではないかと考えます。

知事初め、執行部も常々、厳しい県の財政事情を訴える一方で、このような多額の予算の使われ方では県民がとても納得するとは思えませ

ん。さきの事業の見直しもせず、次の事業に進む。これは、全国的に箱物行政として例えられ、非難を浴びている政策と何ら変わりがない。県民総力戦を掲げ、県民一人一人の結集を呼びかけるこの時期に、大きな意識低下となりかねません。

昨日の新聞には、財務省が発表した国の借金、過去最高の834兆円に達したと報道されました。今回の事業費の半分はNEDOよりの補助金であります。この補助金も、もとは国民の税金であります。国からの補助金であるからといって、何が何でも使えという時代ではないですし、それがまた許される時代ではありません。県民の代弁者として、現時点ではこの予算案にとっても賛成することはできません。

最後に、重ねて、この反対討論は決して新エネルギー普及への反対ではなく、まして環境問題軽視ではありません。県の資産の有効利用と予算の使われ方に対しての考えをただしたく、反対討論させていただきました。何とぞ御理解を賜り、議員各位の真摯な対応を期待申し上げます。ありがとうございました。(拍手) [降壇]

○坂口博美議長 次は、48番野辺修光議員。

○野辺修光議員 [登壇] (拍手) 私は、自由民主党を代表いたしまして、議案第3号「平成19年度宮崎県公営企業会計補正予算」に賛成の立場から討論を行います。

我が宮崎県は、平均気温が高く、温暖な気候に恵まれ、日照時間、快晴日数は全国でもトップクラスになるなど、すぐれた自然条件を有しています。また、県民歌においても「青い空、緑豊かに」と歌われ、さらに県旗にはシンボルである緑と太陽があらわされております。なお、先般策定されました「新みやざき創造計

画」においても、地球温暖化防止に貢献する社会づくりとして、二酸化炭素を初めとする温室効果ガスの排出量の削減に向けて、県民、団体、事業者、行政等が一体となった取り組みを推進するとともに、太陽光発電などの新エネルギーの導入を促進するとされたところであります。

議案第3号の企業局新エネルギー導入・啓発事業は、企業局庁舎に7,000万円をかけて太陽光発電施設を設置し、新エネルギーの県民への普及啓発を行うことなどを内容とするものであります。この事業費7,000万円の財源内訳については、国庫補助が2分の1の3,500万円、企業局の負担が3,500万円であります。この施設の設置により年間100万円の電気料の削減が図られ、耐用年数が20年とのことでありますので、その間の削減累計額2,000万円を差し引きますと、累計では1,500万円、年間で75万円の不足となり、採算性の面では不十分であります。

しかしながら、21世紀は環境の世紀と言われており、地球環境の保護という面でCO₂の削減効果が期待できるところであります。私どもは、太陽光発電など新エネルギーについては、エネルギーの安定的供給の確保、地球温暖化問題への対応の観点から、資源制約が少なく地球環境にも優しいことなど、その導入は極めて有効であると考えております。国においても、「新エネルギー利用等の促進に関する基本方針」を閣議決定し、「特に国及び地方公共団体の庁舎等関係施設においては、率先して新エネルギーの導入に努めること」とされております。

また、新エネルギーとは、関係法によりますと、「既に技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面で普及が十分でないものであ

る」と定義されております。仮に採算性のみで導入の可否を判断することになれば、新エネルギーの普及は図れないのではないのでしょうか。

今回当局から提案のあった太陽光発電システムの導入は、採算面において不十分な面もありますが、県が率先して二酸化炭素の削減など地球温暖化防止に積極的に取り組まれることは極めて重要であり、広く県民への普及啓発に資するものでもあります。また、企業局においては、電気事業の健全な経営を図り、県の環境施策や財政支援に努力が払われているところであり、我が党といたしましては、原案に賛成するものであります。

以上、補正予算に対する賛成討論とさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、13番前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

6月定例議会に提出されました議案について討論を行います。

まず、議案第1号、第3号及び報告第2号について、反対の立場から討論を行います。

議案第1号「平成19年度一般会計補正予算(第1号)」についてです。

今年度の当初予算が、経常経費を中心としたいわゆる骨格予算として編成されただけに、今回提案されました一般会計984億9,000万円の補正予算は、具体的な施策の肉付け予算となっており、補正後の一般会計歳入歳出の予算規模は、前年度比2.6%減の5,648億900万円で、6年連続の緊縮財政となっています。しかも、補正予算には224億3,000万円余の県債発行が充てられているだけに、9,000億円余の県債残高を抱えた県財政の健全化は、避けては通れません。

今回の補正予算は、知事のマニフェストの具

体化も一定盛り込まれ、投資的経費の削減、入札制度改革への着手など公共事業中心の財政運営からの脱却が見られるものの、高速道路整備への予算はふやしながら、生活道路関連予算は削減です。また、企業誘致に関して、補助金の最高限度額を50億円まで増額する制度の見直し提案をされ、補正予算で企業立地促進補助金20億2,000万円が計上されていますが、企業立地対策費は前年度比7億7,000万円もの増額予算です。企業誘致が雇用拡大を図る方策とはいえ、余りにも巨額を積んでの誘致企業頼みに偏っているのではないのでしょうか。地元企業支援との格差はもとより、県民生活支援という点から見ても、今回提案されております被災住民の生活再建基金は、県負担が今年度1億円、3年かけて3億円を拠出するという程度です。もっとふやして安心基金に足る内容に充実させるべきです。

今、県民の暮らしは、老年者控除の廃止や定率減税の廃止に伴う住民税の昨年に続く大增税が家計を直撃しています。特に老後の暮らしへの不安が広がっています。政府の言う景気回復も、それが実感できない県民の暮らしや経済の状況です。本当に、県民の暮らしをどう支えていく予算にすべきなのかが問われていると思います。幾つかの問題点を申し述べましたが、県民生活重視の予算に見直しを求めるものです。

次に、議案第3号「平成19年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）」についてです。

同予算は、企業局の新規事業「新エネルギー導入・啓発事業」に要する事業費7,700万円が提案されています。地球環境に優しいクリーンな新エネルギーの導入推進に向けて積極的な取り組みを行い、県民への普及啓発に努めるとした

同事業の目的に、全く異論はありません。今、問題の地球温暖化防止に向けても、太陽光発電を初めとする自然エネルギーの開発・導入は、大いに促進を図っていかなければならない課題であると思いますし、私もその推進論者の一人です。

しかし、今回提案されております事業内容で、企業局庁舎に太陽光発電を設置して電気事業を行うことが環境に寄与することはそのとおりですが、今後、自前で賄うことになる電気料が事業費を大きく下回ること、多額の費用を費やす本事業が果たして有効と言えるのか、またこの時期必要なのかということです。今、財政難が叫ばれている中で、事業の目的や理念はわかっても、採算性を無視して進めるやり方では県民の理解は得られないと思います。むしろ今、広く県民にクリーンエネルギーの普及啓発を図るという点では、現在廃止されている個人向けの太陽光発電装置に対する補助制度を確立することなども方策であると思います。ぜひ事業の見直し、再検討を求めるものです。

次に、報告第2号平成18年度一般会計補正予算（第7号）の「専決処分の承認を求めることについて」です。

今回の補正予算は、10億7,120万8,000円を追加し、予算総額を5,622億2,490万9,000円とする予算専決であります。本来、予算を定めることは議会の権限であって、予算の専決はごく限られており、災害時の緊急な支出で議会を開けない場合や、地方交付税、国庫支出金の確定など制度上やむを得ない場合であります。しかし、今回、県民税や事業税など県税収入を8億7,000万円追加しておりますが、本来、税収などについては的確な把握を行い予算化しておくべきであり、2月補正以降の増収については、決算で

あらわし、翌年度の予算編成に生かすことが本来のあり方であると思います。また、年度末に新たな起債をしながら財政調整積立金に積み立てるといふことも、健全な予算編成のあり方とは言えません。今後の改善を求めたいと思います。

最後に、請願第2号「トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出についての請願」についてです。

同請願に対する委員会審査の結果は継続であります。同請願は、国が発注した公共事業のトンネル建設に従事してじん肺にかかった方々が、もうこれ以上の患者は出さないでほしいと、国にトンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求めるものです。既に県内の市町村議会においては、そのほとんどで意見書採択が行われています。また、全国トンネルじん肺根絶訴訟において、先日国は、じん肺防止対策強化を盛り込んだ合意書を、原告と取り交わしました。今後、国がその履行責任を果たす上でも、宮崎県議会から意見書を提出することは大きな意味を持つものであり、その重要な役割を果たすと思います。よって、請願者の意思を十分に受けとめ、同請願の採択を求めるものです。

以上、申し述べまして、議案に対する討論といたします。〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、14番高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕(拍手) 社会民主党宮崎県議団の高橋透でございます。

会派を代表して、議案第3号「平成19年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(案)」の、とりわけ企業局新エネルギー導入・啓発事業に要する経費7,700万円に対し、賛成の立場から討論を行います。

今日の環境を取り巻く世界的な情勢といたし

ましては、先日、第33回主要国首脳会議(G8)がドイツで開催をされました。いわゆるハイリゲンダム・サミットでございます。このサミットでは、気候変動が大きなテーマとなり、「2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減することなどを今後真剣に検討する」ということで、G8各国の首脳の合意が得られたところであります。

一方、我が国におきましては、太陽光発電の分野で長く世界第1位を誇ってききましたが、2005年にドイツに抜かれ、第2位に転落しております。この原因は、行政による啓発普及活動の伸び悩み等が考えられ、「このままでは、日本の太陽光発電は世界からどんどんおくれることになる」と、環境エネルギー政策研究所が指摘をしております。また、日本世論調査会が数年前に行った調査結果では、「今後、どのようなエネルギー源を重視するか」と複数回答で聞いたところ、太陽光発電が79%、風力発電が43%との回答を得ており、国民は環境に優しいクリーンなエネルギーを望んでいることがわかります。

さて、企業局新エネルギー導入・啓発事業は、地球環境に優しい新エネルギーの率先導入と県民への普及啓発が大きな目的であります。現在、国において、新エネルギーは経済的には採算性が非常に厳しいため、新エネルギー利用等の促進に向けた法制度や助成制度等により、地方公共団体等における新エネルギーの導入を促進している状況にあります。

また、県におきましても、本年6月に策定された宮崎県総合計画「新みやざき創造計画」において、二酸化炭素を初めとする温室効果ガスの排出量の削減に向けて、県民、行政等が一体となった取り組みを推進するとともに、太陽光

発電などの新エネルギーの導入を促進すると位置づけられております。この計画を実現するためにも、今回、当該事業により、県庁舎など県民の目に触れやすいところに太陽光発電や風力発電等の新エネルギー設備を象徴的に設置することは、県民への啓発普及の推進をより一層図るものであり、むしろまことに時宜を得たものであります。

一方、コスト面についてですが、この事業により企業局庁舎に太陽光発電装置を設置した場合、従来の電気料に換算すると年間に約100万円削減されます。耐用年数を20年としたときの電気料削減効果は2,000万円でございます。単純に金銭面で費用対効果を考えますと、全体の事業費は7,000万円ですから、そのうち国費3,500万円と電気料削減効果2,000万円を合わせても5,500万円となり、1,500万円が不足することになります。

しかし、費用対効果は、金銭的な直接効果のみならず、事業の公益的な効果を含めたすべての効果とすべての費用を対比し、事業の効率性を検証するものであります。この場合、費用対効果の原則からすれば、二酸化炭素の削減などの環境面での公益的な効果を計上し、効率性を検証する必要もありますので、単純な金銭面の比較だけでは十分な検証とは言えないものがあります。

例えば、削減される二酸化炭素換算では、森林吸収量に換算しますと、東京ドームの2.4個分、11ヘクタールの森林が1年間に吸収する二酸化炭素の量は約39.6トンに相当します。また、原油換算した場合には年間79万円、20年間で1,580万円相当が削減されますので、これらの公益的な効果を検証し、費用対効果に反映させると、県費投資分は相殺されることになりま

す。それでも国庫補助3,500万円の投資に対してはペイされませんが、環境問題の実際の効果は、50年あるいは100年後にあらわれてくるものであります。地球規模で真剣に考えなければならぬ環境問題を、一点だけを見て費用対効果を判断していいものか、疑問があります。

今日、行政サービスにも、採算、効率、競争が求められている現状にあります。私は、あらゆるすべての行政に金銭面だけの費用対効果を求めるのはいささか疑問があるところであり、公益的な効果を検討しながら、費用対効果を検証すべきだと考えます。医師不足、経営赤字に悩む本県の公立病院の現状を見たとき、果たして地域医療が将来にわたりすべての県民に保障できるのか、危惧されるところであります。もちろん無条件で赤字経営がよいということではありません。命にかかわるものを競争原理にさらしていいのかということでもあります。医療、福祉が費用対効果ではかられていいかということです。未来を担う子供たちへの先行投資とも言われる教育費についても、しかりであります。

また、便利さと豊かさを求め、採算と効率、競争を徹底してきた高度成長時代から今日までを見たとき、大量生産と大量消費、過剰な投資と開発は、地球温暖化という環境破壊を生みました。環境破壊は人間の手によってあっという間に進みましたが、破壊された環境をもとに戻すためには莫大な時間とお金を要します。地球の気温が上昇するという人類の生存にかかわる地球規模の環境問題、いわゆる地球温暖化対策は、今や全世界で取り組まなければならない喫緊の課題です。地球温暖化が、気候変動や海面水位の上昇、食料生産や人体の健康への悪影響などさまざまな問題につながっていくことは、

御承知のとおりです。

県の施策として地球温暖化防止に取り組むことは当然のことであり、むしろ知事部局が、行政の役目として県民に広くPRしなければならないと考えます。今回の事業に県民の税金は入っておりません。本来、知事部局で実施すべきものを企業局の企業努力による社会貢献と考えていいのではないのでしょうか。宮崎は「太陽と緑の国」というキャッチフレーズを持っています。そのイメージアップのためにも、県民運動としてこの太陽光発電の普及をもっと図るべきではないのでしょうか。県庁本館の屋上にシンボリックに太陽光パネルを設置し、広く県民に普及啓発を行ってはどうかと考えます。県内の多くの園児や小学生が県庁を訪問しています。その子供たちに、太陽の恵みによって発電できるシステムを見せることは、非常に大切ではないのでしょうか。自然エネルギーの啓発効果は大きいと考えます。そのことが県民、団体、事業者等への意識啓発及び地球温暖化対策の実践へと取り組むことにつながっていくと確信をします。環境対策は、医療、福祉、教育と同様に、金銭的な費用対効果だけではかれない面があることをいま一度強く申し上げ、賛成討論といたします。以上であります。(拍手) [降壇]

○坂口博美議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第3号採決

○坂口博美議長 これより採決に入ります。

まず、議案第3号についてお諮りをいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○坂口博美議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第1号及び報告第2号採決

○坂口博美議長 次に、議案第1号及び報告第2号について、一括お諮りいたします。

両案に対する委員長の審査結果報告は可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○坂口博美議長 起立多数。よって、両案は委員長の報告のとおり可決または承認されました。

◎ 議案第2号及び第4号から第18号まで並びに報告第1号採決

○坂口博美議長 次に、議案第2号及び第4号から第18号まで並びに報告第1号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決または承認されました。

◎ 請願1件採決

○坂口博美議長 次に、請願第1号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって

て、本請願は委員長の報告のとおり採択されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第2号についてお諮りいたします。

本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会より議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読いたさせます。

〔事務局長朗読〕

平成19年6月27日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 議会運営委員長 濱砂 守
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する
条例

議員発議案第2号

教育予算の拡充を求める意見書

平成19年6月27日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 生活福祉常任委員長 十屋 幸平
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第3号

医療・福祉サービスに関する意見書

◎ 議員発議案第1号から第3号まで追加
上程、採決

○坂口博美議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第3号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

各号議案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第 1 号から第 3 号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○坂口博美議長 以上で、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成19年 6 月定例県議会を閉会いたします。

午前11時24分閉会